

高齢者の交通手段の確保について（受付日：令和 8 年 2 月 20 日）

Q 多くの高齢者から「タクシーが捕まらないから生活がしにくい」という声を聞く。また、バスの便数は少ないし、そもそもバス停までの距離が高齢者には遠い。

高齢者は免許返納が促され、団塊の世代が車の無い生活になることを考えると、急を要する課題だと思う。

高齢者の交通手段としてのライドシェアをできるだけ早期に実施して欲しい。

A 高齢者の交通手段の確保については、本市としても重要な課題の一つと理解しており、市街地におけるコミュニティタクシーや北部の中山間地域におけるデマンドバスなどの地域内交通の運行、路線バスにおける高齢者バス優待乗車制度等により取組を進めているところです。

こうした取組を進める中、本市では、令和 7 年度から交通空白地域である市北部地域の小野地区で「公共ライドシェア（※ 1）」の実証事業を行い、宇部市内のあるタクシー会社では、令和 7 年 1 月 9 日に国の許可を受けて「日本版ライドシェア（※ 2）」の運行を開始されているところです。

交通手段の確保については、様々な手法がありますので、地域の特性に応じて利用者のニーズに沿った取組を進めてまいりたいと考えています。

※ 1）公共ライドシェア：自治体や NPO 法人等が実施主体となり、交通空白地域の解消を目的に、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供するもの。

※ 2）日本版ライドシェア：タクシー事業者の管理の下で、タクシーが不足する曜日や時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供するもの。